

令和2年度原子力防災訓練について

県では、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）の営業運転開始の前年である昭和58年度から毎年、原子力防災訓練を実施しているが、令和2年度は、下記の方針で原子力防災訓練を実施する。

なお、今年度は、「女川地域の緊急時対応」を6月に策定後、初めて実施する訓練であり、かつ、今年4月に再建された新しいオフサイトセンターを活用する初の訓練となる。また、令和2年度の国の原子力総合防災訓練と一体として実施することとしており、その日程や実施内容などの詳細は、今後内閣府等と調整していく。

記

1 根 拠

- (1) 災害対策基本法第8条第2項第18号（地方自治体による防災上必要な訓練の実施）
- (2) 同第48条第1項（防災訓練義務）
- (3) 原子力災害対策特別措置法第5条（地方公共団体の責務）
- (4) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第22節（防災訓練等の実施）

2 目 的

原子力災害発生時における関係機関の防災体制や相互連携にかかる実効性を確認するほか、各種計画やマニュアル等に基づく手順を確認するとともに、関係機関やその要員における原子力防災技術の向上や原子力防災に係る住民の理解促進を図るもの。

また、「女川地域の緊急時対応」を検証するとともに、訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出・改善を図るもの。

3 時 期

令和3年2月上旬（予定）

4 対象となる事業所

東北電力株式会社 女川原子力発電所

5 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会その他関係省庁、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第二管区海上保安本部、宮城県警察本部、宮城県教育庁、仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、東北電力株式会社 他

6 訓練場所

官邸, 関係省庁, 宮城県行政庁舎 (県災害対策本部), 関係市町村庁舎 (関係市町村災害対策本部), 女川オフサイトセンター (県現地災害対策本部, 原子力災害合同対策協議会), その他図上及び実動訓練を行う各地

7 訓練想定

(1) 災害想定

(自然災害)

三陸沖において地震が発生し, 県内の広い範囲で震度5強~6強を観測 (女川町及び石巻市で震度6強)。その直後に大津波警報が発表され, 各地域にて避難者が多数発生したほか, 地震津波により人的・住家被害が発生した。

(原子力災害)

地震発生後, 大津波警報の発表に伴い, 運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止。外部電源の喪失, 機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し, 全面緊急事態に至る。その後, 炉心が損傷し, 放射性物質が放出され, 各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められる状況になった。

(2) 訓練対象地区

女川町及び石巻市の全域並びに登米市, 東松島市, 涌谷町, 美里町及び南三陸町の一部

8 訓練項目

県災害対策本部運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 緊急時モニタリング訓練, 住民避難等訓練, 交通対策等措置訓練, 新型コロナウイルス感染症対策訓練 等

9 事前演習の実施

住民避難訓練及び避難退域時検査訓練について, 以下の事前演習を実施する。

	住民避難訓練の事前演習	避難退域時検査訓練の事前演習
1 目的	避難所受付ステーション, 避難所等の各拠点の開設・運営にかかる一連の手順の確認及び職員の練度向上	ゲートモニタの設置等検査場所の立ち上げ及び避難退域時検査にかかる一連の手順の確認及び要員の技能の習熟
2 日時	令和2年12月21日 (月)	令和3年1月15日 (金)
3 場所	登米市米山総合支所 (避難所受付ステーション), 南方武道伝承館 (避難所) 等	南郷体育館
4 主な参加機関	県, 市町村	県, 市町村, 東北電力株式会社
5 演習項目	(1) 住民避難に係る拠点の開設・運営 ・ 避難所受付ステーション ・ 避難所 等 (2) 各拠点における感染症対策の実施	(1) 検査場所の設営 (2) 避難退域時検査 (指定箇所検査, 確認検査, 簡易除染) (3) 安定ヨウ素剤の緊急配布 (4) 要員・資機材配置の検討